

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見及びそれに対する考え方
(第一種指定電気通信設備制度の見直し関係)

第一種指定電気通信設備制度の見直し関係

- 意見募集期間:令和4年9月27日(火)~同年10月26日(水)
- 再意見募集期間:令和4年10月29日(土)~同年11月11日(金)
- 意見提出数:5件
- 再意見提出数:2件 ※意見提出数は、意見提出者数としています。

(意見提出順、敬称略)

受付順	意見提出者
1	西日本電信電話株式会社
2	ソフトバンク株式会社
3	東日本電信電話株式会社
4	KDDI 株式会社
5	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
受付順	再意見提出者

1	KDDI 株式会社
2	ソフトバンク株式会社

※ 本改正案のうち、以下の省令案等。

- ・ 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部改正案（第 23 条の 2 及び第 23 条の 4 の改正規定に限る。）
- ・ 電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）の一部改正案（様式第 21 の改正規定に限る。）
- ・ 第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成 9 年郵政省令第 91 号）の一部改正案
- ・ 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）の一部改正案
- ・ 接続料規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 14 号）の一部改正案
- ・ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年総務省令第 1 号）の一部改正案
- ・ 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 9 号）の一部改正案
- ・ 電気通信事業法施行規則第 23 条の 2 第 2 項の規定に基づく指定に関する件（平成 13 年総務省告示第 242 号）を廃止する告示案
- ・ 電気通信事業法第 33 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき電気通信設備を指定する件（平成 13 年総務省告示第 243 号）の一部を改正する告示案
- ・ 附則

第一種指定電気通信設備制度の見直し関係			
意見	再意見	考え方	案の修正の有無
総論			
<p>意見 1 経済的複製可能性、単県 P O I の設置状況等の状況変化を踏まえ、I P o E 接続に係る県間通信用設備をあらためて第一種指定電気通信設備制度に基づく規制の対象から除外することについて、今後ご検討いただきたい</p> <p>I P 網への移行後の音声接続に関しては、全事業者が双務的関係になること等を踏まえ、事業者間の公平性確保と規制・運用コストの抑制を図っていくこと（ビルアンドキープ方式の導入等）について検討すべき</p>	<p>再意見 1</p> <p>（I P o E 接続に係る設備関係） 現時点での除外は不適當（2 者） 今後も不可避性の変化が明確に認められない限りは、規制の対象とすべき（1 者） 単県 P O I の設置が拡大した場合も、経済的な観点も含めた不可避性の解消について確認・検証していく必要（1 者）</p> <p>（I P 音声接続に係る設備関係） 規制の対象とすることに賛同するが、事業者間の公平性確保、規制・運用コストの抑制について別途議論してもよい（1 者）</p> <p>ビルアンドキープ方式については、最終答申の整理から状況の変化はなく、議論を始めることは時期尚早。特に、モバイル事業者を対象とすることは、明らかに適切性を欠き、到底許容できない（1 者）</p>		
<p>一種指定設備規制は、他事業者の事業運営上不可欠な設備（ボトルネック設備）に対して課せられる設備規制であって、通信市場の競争促進を目的とする競争政策の一環として設けられたものであり、「不可避性」（他の手段を選択可能か（自前構築、他社調達等））の観点から規制適用の可否について検討が行われてきたものと</p>	<p>今般の省令・告示改正により第一種指定設備に整理された県間設備のうち、IPoE 接続に係る設備について対象から除外することを要望されたものと理解しております。令和 3 年 9 月にとりまとめられた「I P 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」最終答申では、IPoE 接続について、単県 P O I の増設を</p>	<p>県間通信用設備に関する規律の見直しについては、経済的複製可能性や N T T 東日本・西日本による単県 P O I の増設状況等も踏まえつつ、「I P 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 ～ I P 網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～ 最終答申」（令和 3 年 9 月 1 日情報通信審議会答申。以下「最終答申」と</p>	無

考えます。

今般の省令・告示改正により、他事業者との音声 IP 接続及び IPoE 接続に係る当社 IP 網の県間設備が一種指定設備に整理され、アンバンドルの対象に追加されることとなりますが、以下の通り、IPoE 接続に係る県間設備の「不可避性」は解消されていくことから、状況の変化を踏まえ、あらためて一種指定設備規制の対象から除外することについて、今後ご検討いただきたいと考えます。

① これまでも接続料の算定等に関する研究会や接続政策委員会において申し上げてきたように、当社の県間設備より低廉な料金で他社県間サービスを利用することが可能(経済的な複製可能性を有する)と考えられること。

② 接続事業者の要望を踏まえ、従来の全国 POI・ブロック POI に加え、2014 年 4 月以降、当社の県間設備ではなく、接続事業者自らが構築・調達した県間設備を利用して接続する単県 POI の開設を進めており、今後も順次拡大予定であること。

特に単県 POI については、下表のとおり、IPoE 接続に係る県間設備を一種指定設備と整理する方針が示された「IP 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」最終答申(2021 年 9 月)以降においても、その設置エリア数、設置 POI 数は大きく拡大しており、今後はこれらの単県 POI を利用した当社の県間設備を用いない接続形態が主流となって

行うのみで、県間通信用設備の不可避性が解消されるものではないと考えることが適当であることが示されており、県間通信用設備の不可避性の変化が明確に認められない限りは、引き続き指定設備とすべきと考えます。

また、IP 音声接続に係る設備については、加入者回線の利用に当たり NTT 東西の県間設備を不可避的に利用しなければならないこと等を踏まえ、第一種指定電気通信設備に指定されることについて賛同いたします。なお、必要に応じて事業者間の公平性確保、規制・運用コストを図ることについて別途議論してもよいと考えます。

【KDDI 株式会社】

県間通信用設備について、接続事業者による利用の不可避性が高いものについては、第一種指定電気通信設備制度を適用することが望ましく、他社設備も含めて一体的に規律することが適当とする KDDI 株式会社殿の意見、及び県間通信用設備の第一種指定設備化は、競争環境の促進に資するとするソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社殿の意見に賛同します。

なお、接続事業者は東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西殿」という。)以外の他社県間サービスを利用することが可能(経済的な複製可能性を有する)という NTT 東西殿の意見につ

いう。)に記載のとおり「効率的なネットワークを前提に、東日本エリア又は西日本エリア全域へのサービス提供を行うために接続が行われている実態が継続しているかという点や、接続事業者間や NTT 東日本・西日本と他の県間接続を提供する事業者間での競争の状況、接続事業者による円滑な接続が実現されているかという点等を踏まえ、県間通信用設備の不可避性の変化が明確に認められる場合には、必要に応じて、見直しを検討することが適当」と考えます。

IP 網への移行後における音声接続料の在り方については、最終答申において整理された考え方・考察等を踏まえながら、今後、御指摘の観点も含めて検討していくことが適当と考えます。

いくものと考えます。

(意見中の図表については、本資料別図に掲載。)

また、IP 網への移行後の音声接続は全事業者が東京・大阪の2か所の POI ビルで2社間の直接接続となり、当社のみならず全事業者がお互いに県間設備を含む電話網を利用し合う双務的な関係になることを踏まえ、事業者間の公平性確保と規制・運用コストの抑制を図っていくこと(接続料の精算を行わない「ビルアンドキープ方式」の導入等)についてご検討をいただきたいと考えます。

【東日本電信電話株式会社・
西日本電信電話株式会社】

いては、「IP 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」最終答申(2021年9月。以下、「最終答申」という。)において、

- ① NTT 東西殿の県間通信用設備を使わずに IPoE 接続を行う接続事業者がない点や、
- ② 特定県域向けにサービス提供を行えない接続形態やネットワークの実態

等が指摘されており、NTT 東西殿の県間通信用設備を使わずに他の事業者の県間通信用設備を用いることは、経済的複製可能性の観点から、現時点では困難であると考えられると整理されています。現時点ではこれらの課題が解消しておらず、県間通信用設備を一種指定設備規制から除外することは不適切であると考えます。

また、今後 NTT 東西殿による単県 POI の設置が拡大した場合においても、各事業者で特定県域向けに個別の開発および費用が発生する事を踏まえると、経済的な観点から引き続き NTT 東西殿の県間通信用設備を用いることが不可避となることも想定されるため、これらの課題が今後どのように解消されていく場合でも、引き続き委員会等で確認、検証していく必要があると考えます。

ビル&キープ方式の導入については、最終答申において、以下の通り、まずは事業者間協議を進めていく必要があると既に整理されており、答申が整理された当時から現在ま

	<p>で状況に変化がないことを踏まえると、現時点において公的な場で新たに検討を始めることは時期尚早であると考えます。</p> <p>特に、委員からもご指摘がありました通り、固定電話と携帯電話では設備構成およびネットワークコストが異なり、かつ、現状、指定事業者は接続約款に基づきコストに適正利潤を加えたものとして接続料算定を行っていること等から、接続料規制としてモバイルを含めた全事業者、またはモバイル事業者相互間にビル&キープ方式を導入することについては明らかに適切性を欠くため、到底許容できません。</p> <p>(最終答申)</p> <p>ビル&キープ方式の導入について、</p> <ol style="list-style-type: none">① 事業者間の接続協定は、事業者間の協議により定めることを基本としており、まずは事業者間により協議を進めていく努力がなされることが必要である② 事業者間で相互にやりとりされる通信量や、各事業者のネットワーク構成・接続料単金には差異があることから、ビル&キープ方式の導入により事業者間の接続料精算を行わない場合、事業者間で不公平を生じることが想定されるためこのような点を踏まえて協議を行う必要がある③ ビル&キープ方式を希望する事業者		
--	---	--	--

	<p>は、同方式の導入により、国民利用者にとって少なからぬ影響を生じる料金設定等を行う場合には、国民利用者にどのような便益と影響が生じるのかについて、電話利用者における着信に係る費用負担の方法を含む具体の料金体系を提示するなどして、広く国民利用者の理解を得られるように努めることが必要である</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見2 県間通信用設備の第一種指定電気通信設備制度に基づく規制の対象への追加に賛同</p> <p>集合住宅市場における競争環境の充実について今後必要に応じて継続議論を希望</p>	再意見2		
<p>今回の県間通信用設備の第一種指定設備化は、競争環境の促進に資するものと賛同致します。</p> <p>競争ルールの検証に関するWGでは引き続き、引込線転用についてもまずは戸建先行の範囲で議論が進む等、競争環境改善に向けて取り組んで頂いております。集合住宅市場においても同様に競争環境の充実は重要であり、今後必要に応じて継続議論がされるよう希望致します。</p> <p>【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>(再意見1と同じ)</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>今後の第一種指定電気通信設備制度に基づく規制の運用・見直しについては、御指摘の観点も含めて、今後、有識者や関係事業者の意見も聞きながら検討を進めていくことが適当と考えます。</p>	無
<p>加入者回線の占有率の算定方法(施行規則第23条の2第2項関係)</p>			
意見3 加入者回線の占有率の算定方法	再意見3		

に係る規定整備について賛同			
<p>加入者回線の占有率を算定する単位指定区域について、都道府県単位から各事業者の業務区域単位へ改正されたことを踏まえると、想定される潜脱を未然に防止し、適切な算定を行えるよう規定整備することは適切と考えます。また、シェアドアクセス方式の加入者回線の算定方法について、現行と同様に分岐端末回線を数える方式とすることを明確化することは、制度運用上必要不可欠であることから、本改正案に賛同いたします。</p> <p>【KDDI 株式会社】</p>	—	賛同の御意見として承ります。	無
県間通信用設備の第一種指定電気通信設備への追加(施行規則第 23 条の2第4項等関係)			
<p>意見 4 IPoE接続に係る県間通信用設備を新たに、第一種指定電気通信設備制度に基づく規制の対象に追加することについて賛同</p> <p>本改正が速やかに施行されることを要望</p>	再意見 4 本改正が速やかに実施されることが望ましいという点に賛同		
<p>『IP 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方～IP 網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～』最終答申の考え方にて、IP 音声接続、IPoE接続の県間通信用設備については、加入者回線との一体性を認め、ボトルネック性を有する設備として、制度による規律の対象とすることを前提に検討することが適当であると整理されたことを踏まえ、施行規則改正案第二十三条の二第4項第一号において、第一種指定中継系交換等設備に関し、単位指定区域外の通信を</p>	<p>本改正が速やかに実施されることが望ましいという点について、同じ考えです。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>本年 11 月 7 日「電気通信事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」が公布され、これにより、改正電気通信事業法の施行日に施行する本省令の施行日についても確定し、令和 5 年 6 月 16 日となりました。</p> <p>本省令の施行に向けて、NTT 東日本・西日本においては、改正事業法の趣旨や、本意見のような接続事業者の意見も踏まえつつ、接続約款の変更申請等について、遅滞なく適切に実施いただくことが適切と考えます。</p>	無

<p>行うものについても指定可能とし、同条同項第二号に県間通信に係る伝送路設備を新たに追加することについて賛同します。</p> <p>なお、具体的な施行日については今後の諸手続きを経て確定していく認識ですが、上記の通り当該設備の第一種指定設備化の妥当性については既に最終答申にて整理されていること、また、接続事業者において接続料金の予見性を確保し事業計画に反映させる必要があることを踏まえ、本改正が可及的速やかに施行されることを要望します。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>			
<p>意見5 今般の第一種指定電気通信設備制度の整備について賛同</p>	<p>再意見5</p>		
<p>IP網への移行に伴い、ネットワーク構成や接続の実態が都道府県単位ではなくなっていること等を踏まえると、第一種指定電気通信設備制度の適用対象となる設備の範囲について、都道府県を前提とした考え方を見直し、単位指定区域内の通信を行うものに限り指定可能とする規定を削除することについて適当と考えます。</p> <p>また、県間通信用設備のうち、接続事業者による利用の不可避性が高いものについては、第一種指定電気通信設備制度を適用することが望ましく、他社設備も含めて一体的に規律することが適当と考えられるため、本改正案に賛同いたします。</p> <p>【KDDI 株式会社】</p>	<p>(再意見1と同じ)</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

(東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社提出意見の図表)

■単県 POI 拡大状況(2022年9月末時点:東西計)

(カッコ内は2021年9月時点からの増減)

	設置エリア数	利用事業者数	利用ポート数	増設予定
集約	2	9	33	なし
ブロック	8	5	93	なし
単県	20(+12)	7(±0)	216(+73)	西:2023年度中に全府県に設置予定 東:2023年1月以降に2箇所、2025年4月以降に4箇所(11/17都道県に設置)設置予定